

公共施設相互利用アンケート調査業務委託 企画提案募集要項

1 目的

千葉市は、県都、県内交通の要衝であることを背景として都市機能の集積が図られ、千葉市以東以南に広がる圏域（以下「圏域」という）内他都市からの人口流入を中心とする人口増や高い昼夜間人口比率を保持している状況にあるが、一方で、圏域内他都市では既に人口減少が始まっており、このままでは、千葉市及び圏域全体の活力が相互に影響しあいながら低下を続ける、「負のスパイラル」に陥るおそれがある。

こうした状況を踏まえ、また、今後さらに進展が予想される人口減少・少子高齢社会に対応するため、今年度から開始した「千葉市基本計画」においては、「都市機能の集積を活かした地域経済・社会の活性化」の中で、東京圏にあって自立した性格を持つ、ちば共創都市圏ならではの地域特性を活かした広域連携を進めていくことを掲げている。本市では、これまでに隣接の市原市及び四街道市と「子育て」分野や「経済・観光」分野での連携を開始しているところであり、また、平成30年度には、総務省が実施する「新たな広域連携促進事業」の委託を受け、市原市、茂原市、大網白里市、東金市と連携し、圏域内における産業人材育成、企業立地促進等について、調査及び今後の展開施策の検討等を行った。その中で、今後、公共施設の老朽化、人口減少や少子高齢化の進展から、公共施設等の維持・更新費用を確保し続けていくことは困難な状況となることを踏まえ、公共施設の相互利用に係る検討を進めることとなり、令和4年度に調査を実施し、現状把握、公共施設の相互利用の可能性検証並びに公共施設の相互利用検討へ向けて必要なデータ及び検討プロセスの整理を行ったところ、文化施設・スポーツ施設が相互利用に適しており、また、相互利用は公共施設総量の抑制への対応に効果的であり、市民サービスの向上に貢献すると考えられる、との考察を得た。

そこで、圏域住民に対するアンケートにより、公共施設の相互利用に対する圏域住民の実態や意識、ニーズ等を調査し、公共施設の相互利用が、圏域において、公共施設総量の抑制への対応及び市民サービスの向上に効果的な手法であるか検証するとともに、実際の相互利用に向けた取り組みが期待される土壌がある施設・エリアなどを把握することで、今後の方向性を検討する際の一助としたい。

については、事業の実施にあたって、効率的に調査業務を進め、より実効性の高い調査研究結果を得るため、分析・調査等の業務について、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に委託するものである。

2 業務の概要

- (1) 委託名 公共施設相互利用アンケート調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「公共施設相互利用アンケート調査業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）
- (4) 委託料 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 業務担当課（問い合わせ先）

千葉市総合政策局総合政策部政策調整課広域行政班
住 所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所高層棟6階
電話番号：043-245-5047
E-mail：kouiki@city.chiba.lg.jp

3 スケジュール

(1)	募集開始	令和5年11月15日(水)
(2)	質問書の受付	募集開始から令和5年11月20日(月)午後5時まで
(3)	質問書の回答	令和5年11月21日(火)【予定】
(4)	企画提案書の受付	令和5年11月29日(水)午後5時まで
(5)	提案審査	令和5年12月上旬【予定】
(6)	審査結果通知	令和5年12月上旬【予定】

4 参加手続き

(1) 企画提案の提出

ア 提出物及び部数

(ア)	企画提案参加申込書(様式第1号)	1部
(イ)	業務経費見積書(内訳も添付)	5部(正本1部、副本4部)
(ウ)	企画提案書(様式自由。仕様書の7の業務の内容を踏まえた提案とすること。)	5部(正本1部、副本4部)
(エ)	会社案内(パンフレット等)	5部

イ 提出期限

令和5年11月29日(水)午後5時まで ※厳守

ウ 提出先及び提出方法

本要項2(6)の業務担当課宛て持参又は郵送

※持参の場合、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、書留とし、締切日必着

エ その他

(ア) 企画提案書のサイズはA4とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

(イ) 企画提案書に用いる言語は、日本語(本企画提案参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。)、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

(ウ) 構成は、表紙、目次、提案内容(本文)とする。

(エ) 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

(オ) 正本(1部)は、押印、袋とじとする。副本(4部)は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。なお、副本については、本企画提案参加者が特定されないよう、商号・所在地、その他参加者名が特定される事項の記載はしないこと(または伏せること)。

(カ) 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

(キ) 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

(2) 質問の提出方法等

本要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、以下のとおり質問を受け付ける。

- ア 質問書の受付 募集開始から令和5年11月20日(月)午後5時まで
- イ 質問方法 質問書(様式第2号)を、本要項2(6)の業務担当課宛て電子メールで提出すること。
なお、電話、口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。
- ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、11月21日(火)(予定)までに、順次千葉市ホームページに掲載する。
なお、回答内容は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

5 審査方法、評価項目及び結果の通知

(1) 審査方法

- ア 審査はプロポーザル方式とし、千葉市で設置する選考委員会において、提出された企画提案書に基づいて内容を精査・評価する。プレゼンテーションは実施しない。
- イ 委員は、評価項目ごとに評価を行い、評価点の合計が一番多い提案を最優秀案とする。
- ウ 本業務の企画提案を行うものが1者の場合も、審査を実施する。
- エ 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。なお、参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定の対象とする。
- オ 審査の結果、委員全員の合計点が同点になった場合は、委員長の評価点が一番高いものを選定する。
- カ 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

(2) 評価項目

項目	評価の着眼点		評価基準	配点
業務実績	本業務と類似する業務の経験、実績はあるか	公共施設に関するもの	公共施設に関する調査研究の業務実績があるか。または経験が活かされると考えられる有効な実績があるか。	5
		複数の自治体における連携施策の検討に関するもの	複数の自治体における連携施策の検討に関する調査研究の業務実績があるか。または経験が活かされると考えられる有効な実績があるか。	5
実施体制	業務の実施体制は十分に整っているか	組織、技術人員、パートナーシップなどの体制	上記の各実績項目への従事経験や学識・知識・技術力のある組織・人員等の連携体制がとられているか。	10
実施計画	業務の趣旨を的確に理解し、仕様書等で定めた業務内容を十分に踏まえているか		業務の意図を理解した上での提案となっているか。	10
	各取り組み項目における検討項目は適切か。また、調査、分析等の内容は、効果的な調査研究となるような数・方法・内容等になっているか	(1) 調査数・方法	効果的な調査研究となるような規模・調査方法になっているか。回収率を上げる工夫がされているか。	20
		(2) 調査内容	効果的な調査研究となるような構成・設問が検討されているか。	30

		その他の提案等	(1)及び(2)以外に独自の提案をするなど、特筆すべき工夫がされているか。	5
	理路整然とまとめられており、視覚的にもわかりやすく表現されているか	提案内容が誰が見ても理解できるよう理路整然とまとめられており、図表やイメージ等を効果的に使って、わかりやすく表現されているか。		10
工程計画	業務が計画どおりに進展できる妥当性があるか	実施手順に妥当性があるか。業務上、配慮すべき項目を適切に示し、工夫が見られるか。		5

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要項2（4）に記載する委託料上限額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- エ 企画提案後、契約に至るまでの間に本要項7に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 結果の通知について

審査・選定結果については、採用・不採用に関わらず、提案者全員に電子メールで通知し、市ホームページで公表する。

ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

6 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合、免除する。
- (5) 委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

7 参加資格要件

- (1) 令和4・5年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

- カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
- ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、市に帰属する。
- (4) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (5) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。